○総務省令第六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十五条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記 **第十六号様式**（政党その他の政治団体の候補者の届出書の様式）（第十二条関係） 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出） ［略］ 選挙　何年何月何日執行　何選挙の何選挙区 衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名 ［略］ 右のとおり関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。 何年何月何日 政党その他の政治団体の名称 本部の所在地 代表者　氏　　名 何選挙長　氏　　名　あて 備考 ［一　略］ 二　「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。 ［三～六　略］ **第十六号様式の八**（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条関係） 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出） ［略］ 選挙　何年何月何日執行　何選挙の何選挙区 衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名 ［略］	**別記** **第十六号様式**（政党その他の政治団体の候補者の届出書の様式）（第十二条関係） 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出） ［同上］ 選挙　何年何月何日執行　何選挙の何選挙区 ［同上］ 右の通り関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。 何年何月何日 政党その他の政治団体の名称 本部の所在地 代表者　氏　　名 何選挙長　氏　　名　あて 備考 ［一　同上］ 二　「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならない。 ［三～六　同上］ **第十六号様式の八**（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出書の様式）（第十二条関係） 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出） ［同上］ 選挙　何年何月何日執行　何選挙の何選挙区 ［同上］